

【第38条（品名又は指定数量を異にする危険物）】

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第38条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、品名又は指定数量を異にする危険物について定めたものである。

同一の場所において、品名又は指定数量を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量算定は、本条の適用を受けることになる。